

昭和四十二年十一月十日

第三回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第五条第二項の規定により発行する第三回特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める

一 表面

輪郭		凹版刷	かつ色
本券	唐草及び彩紋模様		
賦札	唐草及び彩紋模様		
地紋		平版刷	淡緑色
本券	全面に網模様、中央に彩紋模様		
賦札	全面に網模様、中央に彩紋模様		
「記名」の文字、記号及び渡し期の数字		平版刷	赤色
番号		凸版刷	赤色
「日本政府」及び「賦札」の文字		凹版刷	白抜文字
その他の文字		平版刷	黒色
大蔵大臣の印章		凸版刷	赤色

二 裏面

輪郭		平版刷	かつ色
本券	印鑑欄、償還金支払場所欄及び記名欄を表示した彩紋模様		
賦札	彩紋模様		
番号		凸版刷	赤色
その他の文字		平版刷	かつ色

三 用紙 すき入れ「大蔵省印」の白すきちらし

四 その他 各賦札に切取り用刷り目打ち